

入札説明書等の一部訂正のお知らせ

本事業に係る入札説明書等について、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

令和6年10月15日

近畿地方整備局

事業名：国道171号幸電線共同溝PFI事業

入札公告日：令和6年8月20日

(赤枠のうちの赤字が訂正箇所です)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	正	誤
1	要求水準書	71	第5章 維持管理業務	4. 調整マネジメント業務（維持管理段階）	(3) 要求水準	1) 協議・調整	<p>事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占有業者等と必要な協議・調整を行うこと。</p> <p>事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占有業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜近畿地方整備局に報告を行うこと。</p> <p>事業者が行う管路利用の管理とは、占有業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。</p> <p>なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。ただし、現場条件等の変更により、これによりがたい場合は、設計変更の対象とし、近畿地方整備局（大阪国道事務所）に置く予定の監視職員）と協議して決定する。</p>	<p>事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占有業者等と必要な協議・調整を行うこと。</p> <p>事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占有業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜近畿地方整備局に報告を行うこと。</p> <p>事業者が行う管路利用の管理とは、占有業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。</p> <p>なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。</p>